

**第4回長野県環境審議会
建築物における省エネの推進及び再エネの普及拡大に関する専門委員会
議事録**

日 時 令和7年6月4日(水)15時～

場 所 長野県庁議会第1特別会議室

小澤係長	それでは定刻となりましたので、「第4回長野県環境審議会建築物における省エネの推進及び再エネの普及拡大に関する専門委員会」を開会します。 まず、資料の確認をお願いします。本日は会議次第の他、次第の下部に記載のとおり資料を配付してございます。資料の不足、乱丁等がございましたら、事務局までお知らせください。 ここで、長野県環境部長の小林より冒頭のご挨拶を申し上げます。
小林部長	この4月に環境部長に就任をしました小林真人でございます。何卒よろしくお願い致します。今回、条例改正をするかどうかというところで専門委員会を構成したところ、これまで3回にわたって熱心にご議論いただいたということでございまして、心より、感謝申し上げますところでございます。本日、4回目ということで取りまとめる回ということでございますが、どうぞ本日も忌憚のないご意見を頂戴できればと思いますので、よろしくお願い致します。
小澤係長	本日の会議ですが、全ての委員にご出席いただいております。本専門委員会設置要綱の第4第2項の規定により、会議が成立していることをご報告申し上げます。 それでは、設置要綱第4第1項の規定により、委員長が議長となることとされておりますので、以降の議事につきましては、高村委員長にお願いしたいと思っております。よろしくお願い致します。
高村委員長	皆さん、こんにちは。専門委員の皆様、本日もご多忙の中、ご出席いただきありがとうございます。 まず、本日の専門委員会の運営についてご説明いたします。 本日の議題については、既に事務局からご案内させていただいておりますが、まず、(1) 第3回専門委員会における意見等と対応の方向性について (2) 関係団体等に対する意見照会の実施結果について (3) これまでの議論等を踏まえた長野県地球

平林課長	温暖化対策条例改正案について の３点についてご議論いただき、最後に（４）これまでの議論を踏まえた専門委員会としての報告書案についてを議題とし、当専門委員会としての長野県環境審議会への報告書を取りまとめたいと思います。 では、最初に（１）第３回専門委員会における意見等と対応の方向性について （２）関係団体等に対する意見照会の実施結果について と（３）これまでの議論等を踏まえた長野県地球温暖化対策条例改正案について を一括して、事務局から説明してください。 ゼロカーボン推進課長の平林と申します。４月に組織改正がありまして、ゼロカーボン推進室からゼロカーボン推進課になりましたが、引き続きよろしくお願い致します。資料の説明につきましては、着座にて説明させていただきます。 資料１をお願い致します。２ページは委員の皆様の名簿、３ページは要綱になります。 ４ページをお願いします。議事（１）第３回専門委員会における意見等と対応の方向性についてでございます。 ５ページになります。まず、第３回専門委員会での主なご意見としましては、条例改正の時期は妥当である。可能な限り早期の条例改正をお願いしたいと、これに関しては対応の方向性案ということで事務局側で整理させていただきました。これにつきましては、周知期間などをしっかりとって、対応可能な時期としているということでございます。あとですね、再エネ設備導入については、たたきで示された義務の対象や水準が法的な基準を満たすと考えられるのではないかとということです。支援策につきましては、ガイドラインの作成や設計者向けの講習会等をしっかり実施していただきたい。条例改正の義務化にあたっては、現在、物価高騰がありますので、そういったものを踏まえ、支援策などを充実させるなど県民の生活に配慮していただきたいというお話がありました。他には、熱量、ジュール換算係数については、電気が不利にならないように二次エネルギー換算ではなく省エネ計算で一般的な一次エネルギー換算係数を採用している方が良いのではないかとご意見がありましたので、当面、建築物省エネ法で規定している一次エネルギー換算係数 9.76 を使用することとしたいと整理させていただいております。 ６ページをお願い致します。３月 18 日にこの専門委員会が環境審議会の専門委員会という形ですので、環境審議会本会ですね、高村委員長より、専門委員会における検討の状況を報告していただいたところです。検討の方向性に関して反対ですか良いとい
------	--

うことではなくて、内容の確認ですとか丁寧な説明が必要という意見いただいたところでございます。例えばですね、全体の方向性には異論はないが人手不足の中、省エネ適合義務基準強化ですとか、再生可能エネルギー設備設置を義務付けることにより工事着工が遅延してしまうのではないかということについては、工事着工自体には影響も少ないと考えるというような方向性の整理ですとか、支援策については、義務化による設置工事費の増加に対しては、固定資産税の免除ですとか、税額控除等も必要ではないかというようなご意見をいただいているところです。

また、下から2番目ですが、再生可能エネルギー設備の設置義務化については、法律がない状況で条例化するというものですので大きな反発を受けるのではないかというご心配のご意見に対しては、しっかり皆さんに丁寧な説明をしていくというような説明をしたところでございます。

中間報告として、環境審議会で説明したときの審議会本会でのやりとりになります。

7ページをお願い致します。引き続き説明させていただきます。議事(2)になります。関係団体等に対する意見照会の実施結果についてでございます。

8ページをお願い致します。募集期間としては、2月17日から3月21日までの間に、照会先としては建築関係団体、ハウスメーカー／住宅メーカー、あと経済4団体ですとか、全市町村にアンケートといいますか、意見照会をさせていただきました。基本的には第3回専門委員会までで取りまとめてあった、たたき台について意見を求めるという形で照会させていただきました、照会結果としては49者より回答があったという状況になります。

佐々木課長

建築住宅課長の佐々木と申します。よろしくお願い致します。着座にて失礼致します。9ページをご覧いただければと思います。まず、関係団体等に対する意見照会の実施結果のうち、照会事項1「国のZEH水準適合義務に先駆けた新築住宅の適合義務基準強化」に関するご意見について、主な意見及び対応の方向性を建築住宅課より説明致します。9ページは国の適用義務基準強化を前倒し、現行誘導基準を義務化することについて、広くご意見をいただきました。大きく分類しまして、全般、支援策、義務化の必要性、制度周知、意見なしを含むその他があり、意見総数が多い順に並べてございます。

全般では、2050年までは残り25年しか残っておらず、国の適合基準を待つことは賢明ではないとか、長野県が率先して適合義務基準強化を前倒しする事は非常に有意義であるといった義務基準強化を後押しするようなご意見がある一方で、支援策に関するご

意見にありますように費用対効果を踏まえ上での建築主への補助金などの必要性や中小工務店の技術面を懸念するご意見を頂いているところでございます。対応の方向性としましては、建築主に対しては、誘導基準以上に引き上げるためのイニシャルコストが光熱費の削減等によりしっかり回収できる点などの費用対効果を十分に周知するとともに、今後も国の補助金制度と県の助成金制度の両輪で誘導基準以上の住宅への支援を実施していけるよう進めるとともに、中小工務店をはじめとする事業者に対しては、建築関係団体等とも連携して、県内工務店・設計者の技術力向上に対する支援を継続的に実施していきたいと考えております。

義務化の必要性や制度周知に対しては、国よりも長野県が基準強化を2年前倒しする意図や理由が周知されておらず、県民に理解を求める必要性があるといったご意見を頂いているところでございます。県としては、建築物は建築後、長期間にわたって使用されることから、2050 ゼロカーボンの実現に向け、できるだけ早期に高い断熱性や省エネ性能を有した住宅の普及が必要だと考えており、県民に理解が得られるよう、様々な場でその必要性やメリットの説明を丁寧を実施し、少しでも前倒して適合義務基準を強化していくことを検討していきたいと考えております。

その他の意見としましては、国の義務基準強化案の内容の確実性などに対するご意見を頂きましたが、県としても引き続き、国の検討状況の確認や情報収集を継続的に実施していきたいと考えております。

続きまして 10 ページをお願いします。10 ページは現行誘導基準を義務化する時期に対してご意見を頂きました内容です。分類としては、適切、時期が早い、時期が遅い、意見なしを含むその他があり、こちらもお意見が多い順に並べてございます。適切あるいは時期が遅いといった、後押しを頂くようなご意見が多くありましたが、一方で、昨今の物価上昇下においてなぜこのタイミングでより負担大きい義務化を前倒すのか疑問視するようなご意見や経済動向等を踏まえた検討が必要だといったご意見も頂きました。

昨今の物価上昇に伴う建設コストの上昇を踏まえますとご懸念はごもっともだと思いますので、県民に対して、義務化の必要性の説明だけでなく、先ほどご説明致しましたイニシャルコストに対する費用対効果や健康面でのメリットなどもわかりやすく丁寧に説明を行っていき、イニシャルだけでなく、ランニングを含めたトータルコストでご検討いただけるよう周知を進めてまいりたいと考えています。

その他のご意見において、地域区分の2地域に対する適用除外を求めるご意見も頂いておりますが、県としては、ゼロカーボン

平林課長	社会の実現に向けては、地域を限定せずに全地域において高性能な住宅を早期に普及させていく必要があると考えているため、地域区分ごとに義務基準強化の時期を分けることは考えておりません。 次に 11 ページをご覧くださいと思います。11 ページは義務化にあたって必要な支援策及び誘導策に対してご意見を頂いております。補助金や助成金のような費用的支援やつくり手側の技術力向上に資する研修やサポートなどといった技術的支援、そして制度周知に関しては、先ほど 9 ページでご説明した内容と重複しておりますので説明は割愛させていただきますが、費用的支援に記載のある金利優遇策などといった支援策の可能性などについては、関係部局とも連携して金融機関との勉強会等を開催するなど実現の可能性について検討をしていきたいと考えております。 また、その他のご意見にあるように補助金等に関しては、既に ZEH 水準を選択した県民との公平感に配慮し、過度なものにならないようにすることを求めるご意見も頂いております。今後の支援の内容等の検討の際に参考とさせていただきます。 次に 12 ページをご覧ください。誘導基準適合義務化に関する最後の照会内容となりますが、その他ということで自由にご意見を求めたところ、一番下段の記載になりますが、今般の建築基準法の改正、省エネ基準への適合義務化により、建築確認申請において新 3 号を除き省エネ性能の審査が必須となり、その審査に必要な書類の作成や計算等により、着工までに時間がかかってしまうことの影響を懸念するご意見がありました。省エネ基準と同様に、省エネ計算ではなく、計算によらない仕様基準を採用することも可能であり、それにより設計・審査に係る時間を短縮することも併せて周知をしていきたいと考えております。建築住宅課からは以上となります。 続きまして、建築物への再生可能エネルギー設備設置の義務化に関する意見照会結果をゼロカーボン推進課より説明させていただきます。13 ページをお願い致します。まずは 300 m²以上の新築建築物の建築主に対し再エネ設備設置を義務化することについてです。意見件数が多かったものを少しとりあげていきますが、やはりこういった照会を致しますと、賛否両論といいますか、様々なご意見をいただいているところでございます。 最初の全般のところですね。基本的には賛同しますがこの専門会でも話題になったところでございますが、共用部での電力消費が少ない又は無い賃貸住宅の場合、発電電気をどう消費するのかということで、これについてはまた後段で説明させていただきますが、売電による投資回収のシュミレーションですとか、オフサ
-------------	--

イトPPAの可能性というのがありますので、これをまた説明させていただきます。

その下の下になります。義務化の対象外について、多雪地域や狭小地など設置が難しいケースに対する柔軟な対応が必要ではないかと、ごもっともなお話しでして多雪地域や、日照条件の著しく悪い場合には義務対象外又は緩和するような検討を進めてまいりたいというところであります。

下から3つ目、支援策のところになります。建築士の経済負担が大きくなるため、何らかの支援策が必要ではないか。これはですね、金融機関とも連携して、具体的な支援策を検討していきたいということですか、長野県これから初期費用ゼロ円の設置モデルの普及を進めていきたいと考えておりますので、そういったもので活用を進めていきたいと考えております。

一番下その他の部分ですが、建築物における脱炭素化を一層促進する施策として有効、地球温暖化が進んでる状況で早期に検討する事案であるというようなご意見をいただいております。

続きまして14ページをお願い致します。延床面積に応じて2万MJから20万MJの再エネ設備設置を義務化することについてのご意見でございますが、一番上の前半のところ、太陽光がデザインの的に載せたくない場合もあるので、義務とするのはやはりやりすぎではないかというご意見いただいております。これにつきましては、合理的な理由による設置できないというのは、デザインというよりも機能性の中でできないということについては緩和を検討して行きたいと考えているところです。この下ですね。容量の考えの義務付けするエネルギー量については、建築物の使用用途を勘案すべきではないか。これにつきましては、先行する他の自治体を参考にするとともに建築物におけるエネルギー消費量は延床面積に比例して大きくなる傾向にあることから、延床面積を基準に義務付けるエネルギー量を算出する案としたいと考えているところです。

続きまして15ページ、新築建築物の設計者に対する建築主への再エネ設備の導入検討に係る説明義務化についてでございます。一番上の全般のところですね。説明のタイミング、説明のために設計者が行ったかの記録を残すか、それを県等への報告義務について明確に方針を示していただきたいですとか、設計者の負担が大きいというようなご意見をいただいております。この説明の報告に関しましては、現状でも再生可能エネルギー設備の導入検討を求められたときに検討の内容を説明し、県に報告する義務を課しておりますので、この報告義務を踏まえて検討してまいりたいと考えておりますし、これは設計者への負担が大きい部分当然ありますが、この案と致しましては、これから建物を作るときにで

すね、今までこの検討要素に入っていなかった再エネという部分について、設計者と施主が接した中でちゃんとコミュニケーションが取れるような形を検討し、なんとか作っていきたいと思っております。

最後のその他のところですよ。賛成するという意見もいただいております。検討時に合わせてメリットを説明することで事業者の認識も変わってくるのではないかとこのところでございます。

16 ページをお願い致します。再エネ設備設置を義務化するに当たっての必要な支援策、誘導策について、経済的支援では、一定規模以上の再エネ設備を導入する場合には補助をする等のインセンティブを検討してはどうか、住宅建築費や家賃高騰に対応する使いやすい補助制度の整備が望まれる、というようなご意見いただいております。補助金、ゼロ円モデルの普及、金融機関等との連携による具体的な支援策については、県としてもしっかり検討してまいりたいと思っております。

制度周知の部分、2 度目になります。建設会社や設計者よりも建築主にこの義務をどう周知させるかが重要だと思う。ごもっともの話ですので、建築物設計者及び施工業者への周知とわかりやすく丁寧な説明をやっていきたいと考えております。

続きまして 17 ページその他の部分になります。一番目の全般の部分です。義務化はよいと思うが、家作りが高くなってしまい若い世代が家を持てないと思う。外皮性能の強化が先で、その先に再エネがあるということを考えて制度設計をお願いしたいということです。延床面積 300 m²以上の新築建築物を再エネ設備設置義務化としておりますので、ご心配されている若い世代の方の家づくりという面では、再エネ設備については、家を作るときの検討の俎上には入りますが、義務化はしていないというような状況でございます。

下から二番目。やはり支援策のところでは蓄電池の導入ですとか、自家消費できる個人宅であれば、購入単価比較でメリットを得られるが、アパートやテナント等の貸付物件の場合は自家消費が微量であり売電で得られるメリットが全くないと言い切れる、最初にありましたご意見と重なる部分がございますので後段で説明をさせていただきます。

照会に対する主なご意見というのは、以上になります。

続きまして、18 ページをお願い致します。続けて説明させていただきます。議事（3）になります。これまでの議論等を踏まえた長野県地球温暖化対策条例改正案についてでございます。

佐々木課長

条例改正案のうち、省エネ基準適合義務基準強化について、建設部建築住宅課より説明させていただきます。19 ページをご覧ください。

平林課長	ださい。たたき台については、前回資料で提示をさせて頂きましたが、そのたたき台からの変更点を説明させていただきます。変更になっている部分、青字の箇所になりますが2点ございます。 1点目は、左の下段になりますが説明義務の拡大ということで、現在の長野県地球温暖化対策条例では、設計者に課されている環境負荷の低減の検討に関する説明義務の対象範囲を「300 m²未満の住宅」に限定しておりますが、2050 ゼロカーボンの実現に向け、より高性能な住宅への誘導や、住宅だけでなく非住宅についても省エネ性能の高いものへ誘導をするため、10 m²超の全ての建築物に対象を拡大することを検討しております。これによりまして、後ほど説明のあります再エネ設備の説明義務とも整合がとれることとなります。 2点目につきましては、左の中段にございます。※印の部分でございますが、義務化の水準をよりわかりやすくするため、住宅性能表示基準で示した場合を追記してございます。断熱等性能等級は等級5、一次エネルギー消費量等級は等級6と記載しています。その他の部分につきましては、たたき台からの変更はございません。建築住宅課の説明は以上です。 続きまして20ページをお願い致します。再エネ設備に関するたたき台からの変更点を踏まえました条例改正案でございます。こちらも前回のたたき台からの変更点について青字で表示させていただいております。 まずですね、この下の四角の中になります。対象者が左側にあって、次に区分というところがありまして、延床面積というところになります。これがですね、今10 m²超から300 m²未満という形になります。今まで10 m²以上と表記させていただいておりましたが他法令では10 m²以上ではなく10 m²超ということで10 m²は入らないという状況になります。他法令に合わせまして表現を正させていただきます。 あとですね、ご意見の中にもありましたが、再エネ設備導入義務量の熱量の表記についてです。表の中ですと建築主さんのところの右側、再エネ設備の導入義務のところになります。これもですね、5万MJから50万MJ、4.1万MJ/年+30MJ×延床面積としました。係数を変更することに伴い計算方法を変えたということですので。太陽光発電に想定した場合の約4.5kWから45kWということは変更はございません。 あと、その下ですね、義務量の緩和についてこれ細かい話ですが、これまでが合理的な手法という言葉を使わせていただきましたが、合理的な理由に修正させていただきたいと思っております。たたき台からの変更点は以上になります。
-------------	---

続きまして 21 ページです。これはですね、19 ページに戻っていただきまして、説明義務の拡大のところに環境の負荷の低減の検討に関する説明義務の対象を拡大したという形になっておりますので、これを整理させて書かさせていただいております。

再エネ設備の説明義務については、たたき台から変更点はございません。現行が上の表示、改正案が下の表示になります。設計者につきましては、非住宅・住宅ともに環境負荷の低減の検討、再エネ設備の導入検討に係る内容の説明義務というのを新設させていただいております。

22 ページをお願い致します。これはですね、23 ページが第 3 回専門委員会に出した資料でございまして、共同住宅や長屋、賃貸住宅が 10 m²から 300 m²、300 m²以上という括りの中でどれくらいの数を占めるかという資料になります。これは令和 4 年実績に係るものですので、できる限り最新の資料ということで令和 5 年度実績を出させてもらっていきまして、委員の皆様にはすでにご提供しているものでございます。300 m²未満の共同住宅については 803 件のうち 664 件、賃貸物件については 603 件のうち 511 件ということで、基本的には義務対象外になるということになります。また、300 m²以上の大きなものについては、実際にはマンションですとかそういった共同住宅が対象になっていくと考えられております。事業用太陽光につきましては、3 割の自家消費要件がついているところですが、オレンジ色の枠の中の一番下です。集合住宅の屋根に設置する 10kW から 20kW の太陽光発電については、配線図等から自家消費行う構造が確認できれば、少なくとも 30%の自家消費を実施しているのものとみなすという形になっておりますので、実際にはこの自家消費要件の 30%が緩やかといいますか運用されている状況ということだそうです。

続きまして 24 ページと 25 ページです。これは、太陽光発電設備の投資回収シュミレーションを 4.5kW と 10kW で想定したところでございます。4.5kW につきましては、黄色の線は、売電益と自家消費分、濃い青い線は売電益のみの線になります。水色の線がコストの線になります。これが重なるところで投資回収ができるということですので、それぞれ 14 年、22 年、発電規模が小さいと回収面が若干かかってしまうということです。10kW になりますと 25 ページですが、それぞれ 9 年目と 13 年目で投資回収と想定され、F I T の調達価格等算定委員会が展開している数字をもとに算出したものでございます。

ということで、集合住宅においても F I T の取り扱いの運用が緩やかにされていることもありまして、それなりの年数がかかりますが、投資回収ができるというような整理をさせていただいております。またですね、これにつきましては、太陽光の設備を設

置する側の会社さんにお話を聞いたりしておりまして、その中でもこういったシュミレーション、それほど問題がないといえますか、疑義が生じるような内容ではないということの意見も聞いておりますし、場合によっては広い屋根でしたら、オフサイト PPA 的に太陽光パネルだけ設置するというようなことも可能ではないかと聞いているところです。

続きまして、26 ページです。合理的な理由により緩和したエネルギー量と設置義務との関係についてですが、合理的な理由の例としては、27 ページに資料を出しておりますが、何らかの理由でエネルギー量を緩和したときのエネルギー量を A としまして、基準に従い算出したエネルギー量、延床面積を基準に従い算出したエネルギー量を B とし、それを満たさない場合、例えば赤い線で行くと 5 万 MJ を A が超えて B を下回るときは、合理性の基準を満たす義務付けエネルギー量よりも小さいエネルギー量を義務付けているため支障はなく、かつ義務付けるように下限を満たしているため、これは採用していくという形になります。

次にですね、一律に設置義務の対象外としてしまう場合としては、この A が 5 万 MJ を下回ってしまうときは、A がゼロに近似するほど太陽光発電設備の設置を義務付ける意味が乏しくなる。例えば、本当に 2kW だとか 3kW みたいなパネルを設置しないといけないというような計算上の数値になってしまう場合がありますので、それはあまりにも小さいものを設置してもしょうがないので設置義務から一律に外してしまう、というような考え方を整理させてもらいました。

27 ページお願いします。義務付けるエネルギー量を緩和する合理的な理由の例としましては、3 つ考えたところです。例えば、1 つ目、建築面積が小さく再生可能エネルギー設備を設置できるスペースが限定されている場合。例えば高層マンションですとかホテルなどの高層建築物は延床面積が広くても建築面積が小さいという場合がありますので、こういったものは緩和する合理的な理由なのではないか。

2 番目です。屋上または敷地を駐車場にする、緑化などに利用し設置できるスペースが限定されている場合。例えば、屋上を駐車場にするとか庭園などにする商業施設がありますし、病院などは、例えばヘリポートを設置する場合がありますので、こういったものはその部分で設置スペースを取られてしまうので義務付けるエネルギー量を緩和できるのではないか。

3 つ目として、日中条件が著しく悪く太陽光発電を十分に行えない場合。例えば、太陽光発電設備の設置可能性のある場所が年間を通じて日中日陰になってしまう場合です。これ新築住宅が対象なので、そんなにその日陰になるところに設置することはあま

高村委員長	り考えられないと思いますが。例えば南側に高層物件があるところに家を建てるような、そういった場合日照条件が悪いということで、設置するのは合理的ではないと。 これらを義務付けするエネルギー量を緩和する理由の例として取り上げていきたいと考えているところです。 議題（１）から（３）までの説明は以上となります。 どうもありがとうございました。それでは、ただいま議題１から３まで説明をいただいて、皆様方からご質問・ご意見をいただきたいと思いますが、議題１つずつ進めてまいりたいと思います。 まず最初、資料４ページから第３回専門委員会における意見等と対応の方向性についてですね。ご質問、ご意見あればお願い致します。いかがでしょうか。こちら、よろしいでしょうか。よろしいですかね。 それでは続いて２つ目ですけど、７ページからの資料ですね。関係団体等に対する意見照会の実施結果についてですが、ご質問等あればお願い致します。はい、どうぞ。
茅野委員	茅野でございます。よろしくお願い致します。13 ページにオフサイト PPA の話があったんですけど、これはオフサイト PPA という形で、今、事務局が想定されていらっしゃるの、企業とかそういったところでコーポレート PPA という形で、つまりは、自社の敷地では再エネが足らないので、どこかで確保したいという声があったときに、例えば、建物の屋根を使って電力を提供・供給するというこういった仕組みも可能ですよということを想定しておられるのか、あるいは不動産会社が所有者になるとか、事業者になるとか、そういったことを想定されておられるのか、もう少し詳しく教えてください。
平林課長	はい。これ、両方パターンがあると思ひまして。実際にある程度の屋根の大きさがあるところでないとな事業の成立が難しいところがあるかもしれませんが、我々の思いとしては、やはり自家消費が中心になった形での太陽光設置というのが思いとしてはあるんですが、義務付けしたときにやはり自家消費が少ない建物、共同住宅等で委員会の話題になって議論させていただいておりますが、そういった部分ですと、例えば、屋根をうまく利用して発電をしていたきたいという部分ですとか、事業所につきましては、オフサイトではなくてオンサイト PPA でいいのかなと思っております、資金力がなくて、いきなり大きな太陽光を付けられないような事業所であっても、下で例えば工場とかやってるよう

	であれば、電気の必要性っていうのは高いので、それは自分のお金ではなくて、PPA 事業者に設置していただいて、うまく活用して、再エネを作っていただきたいということで、思いとすれば建物を作るときにはいろんな手段でパネルを設置していただきたい。その中の手法の1つとしてオンサイト PPA というものが選択肢でありますというような形で整理させていただくと。
茅野委員	わかりました。ありがとうございます。事業所であれば、その面わかりやすいと思うんですね。環境価値がその事業活動している事業所についてくるので。例えば、仮にその集合住宅を投資するとか、マンションのオーナーさんからみたときには、従前であれば F I T があったので、この10年の間にも投資として屋根に付けて、家賃収入の足しにしてはどうかという話があったけれども、今、F I T がもう価格が下がったのでうまみがないよという話になったときに、いや、自己資金があれば F I T は資料にあったようにまだまだ儲かる余地があると、資金上の助けの余地があると。なお、そこまでの投資能力がないという場合にも、オフサイト PPA の仕組みで環境価値を他社に提供するというような選択肢もありますよ、という形で示しているということで良いですね。
高村委員長	はい。ありがとうございます。 その他いかがでしょうか。はい、どうぞ。
前委員	9 ページ目以降とかで、言葉遣い。後でもちょっと出て来るんですけど、9 ページ目の一番上とかで国の適合義務基準を待つのは賢明ではない、適合義務基準強化を前倒しとか、言葉がちょっとわからなくて。誘導基準の適合義務化という話を言われたいのかなとは思いますが、今、適合義務基準は義務化されてて誘導基準これが断熱等級5とか ZEH 水準とかなんですけど、ちょっとそういったところは整理いただいた方がよろしいかと。 後、もう国の方で整理している話とか、支援策がある話とプラスで長野県がやろうとしてる話みたいな。要するに、長野県が誘導基準を国より2年早くやると。でも国も誘導基準の普及に向けて、住宅ローン減税であるとかいろんな補助制度を行っているし、長期優良制度でも住宅でもなんでもかんでもいろいろな手段を尽くして。誘導基準を早めに普及させるとやっているわけで、長野県が全部どこどこでその国に先んじて、なんか面白いことをしなきゃいけないっていうよりは、国がそこを普及させようと努力しているわけで。そこにプラスアルファで県がなんなんだって話にしないと、長野県がなんか国よりはるかに飛び出して、なん

	か無理なことをしてるんじゃないかとかいう印象はくれぐれも与えないように。どういう説明されたかちょっとわかんないですけど、国も誘導基準を普及させることはさすがにやってるわけで、長野県はプラスアルファ何するのかということだと思うんですよね。だから11ページの一番下のご意見は本当にそうで、補助制度が乱発みたいな話になって。もちろん長野県に潤沢な財政があって、ふんだんに補助金を出せるのかもあるし。出せたとしても、こういうのは不公平感はあるわけなんで。ちょっと、その辺のところ、精緻に、後でこう説明を尽くしますみたいなとか、補助は何か考えますみたいな。なんか全部問題先送りの的に見えてもったいない気がするんで。とにかく国ではここまでもやろうとしてるとまがりなりにも本当に断熱等級5とか、誘導水準も早期にやろう、あと普及させるために住宅ローン減税や補助金もやってるし。そういうところを整備してやっていただいた方がいいかと。 あと13ページですね。多雪地域とあるんですけど、これ本来は構造の方から来てて、それが今や太陽光とかにも利用されているんですけど。長野県全体のどれぐらいが多雪地域なのか、今頃聞いて、すみません。
平林課長	ちょっと調べます。
前委員	申し上げたいことは、県単位で多雪地域がある県ならもう全部一律太陽光をなしでいいって話はそれは絶対避けないといけない。多雪地域の中でもいろいろ努力している方とかはいらっしゃるわけなので、そういう努力してる人がこう後ろから打つみたいな、多雪地域は載せなくていいですよ。ワハハみたいな。頑張っでなんか残念でしたっていう話には絶対ならないようにしていただく必要があつて。それはそれでちゃんと支援していただき、真面目にやっている人や、先行して頑張る人がバカを見るっていう話は気をつけないといけないと思います。 14ページですよ。太陽光がデザインの的という話ですけど。その昔も建築家の人とか、断熱するとデザインという議論は散々言われ尽くしてきたわけなんで。まあ何をもってデザインと言っているかわからないですけど、別に太陽光を見せないデザインだってできるし、見せようと思えば見せるデザインもできるし。デザインって何ですかっていう。今や断熱や再エネをやらないデザイン、そうでないと守れないと言ったら逆に何があるかっていう。これをまた認めると果てしなくデザインが、デザインがで努力しない人をやっぱり応援する話になるのは、非常に心配な話でくれぐれも慎重にやっていただきたいと思います。除外規定ですよ。後半にも出てきますけど、ことごとく太陽光を載せなくて

平林課長	も大丈夫ですよって話がすごく全面に出てるような感じが強くて、逆になんの意味があるのかなって。普及させるってところが本来あるはずなんで。あとで文句が来ないって話がメインということは言われてないんだと思いますけど、私の聞き方が悪いんだと思うんですけど、真面目に頑張ってる人たちを応援する話であってほしいなと思いました。 多雪地域のデータはまたお知らせするとしまして。長野県も雪国太陽光モデルと言いまして、角度 60 度があれば、豪雪地帯であっても雪がパネルに積もらないというモデルの普及を今年から始めました。これは一緒に進めていこうと思ってます。ただ、全てが全てこの 60 度以上で設置できるかどうかという部分がありますので、義務化のと話とはちょっと別で考えていきたいなというところはあります。雪が多いところであっても、委員おっしゃるとおり、先駆的にやってる方もいますので、そういった人たちを取り残すようなことはしないような形で考えております。 デザインについては、目立たないような屋根のデザインでやるとか景色に馴染むようなデザインもありますし、デザインをもって義務の対象外にするということは考えておりませんので、やはり建物用途ですとか、そういったところで緩和するってことは考えられると思いますが、太陽光のデザインが嫌だから載せないっていうのは、認めないつもりでおります。
前委員	そういう前向きな話をぜひちゃんと入れていただけるということと、17 ページに蓄電池があるんですね。地方自治体が蓄電池というのを支援するのがすごくお好きに見えるんですけど、正直、現状において再エネの普及自体は相当進んでないわけで、その段から自家消費、自家消費で九州とかだったらまだ分かるんですが、相当出力抑制がかかっているの。関東甲信越で出力抑制というのは当分大したことはないと思われていて、蓄電池はほっといたら自由放電で 2 割ぐらい落ちますし。コスト的にどうかとか、そもそも家全的に入れていくか。停電対応はあると思うんですけどね。実際に蓄電池は魅力的なんですかね。
平林課長	ちょっと耳が痛い話かもしれませんが、長野県も実は蓄電池の補助をやっておりまして、FIT 切れの方が自家消費に回していただけるようにという意味合いと、やはりレジリエンス対策みたいなものがあって。蓄電池の補助金に対するニーズが高いというのは実際ありますのでそれに応えるような形です。あと環境省も住宅用ではないですが PPA と蓄電池ということで補助を出して、ストレージパリティ補助金というような形の補助金を出し、蓄電

	池の価格を下げていくという考えがあってやってるかと思うんですけれども、そういった部分に追随しながらやってる実情としてはあります。
茅野委員	環境省が蓄電池が好き、特に最近大好きっていうのは、いろいろ問題もあるなとは思っています。これはその他の意見なので、やっぱり義務化の中で蓄電池の導入検討してはどうかっていうことでいうと、今、前先生おっしゃったように真に受けなくていいところだし、意見をいただいてから市町村あるいはメーカーさんとか業者さんには逐次返答という形は取ってないということでしょうか。
平林課長	逐次返答という形はとっていません。
茅野委員	これはご意見として聞いていただきたいが、前先生がおっしゃっていらっしゃるのは事務局として逐一あのずるずると後退するのではなく、我々もあの応援するので、しっかりと前を向いていただきたいということかと思います。 多雪地域についてちょっと補足でコメントしますと、最近だと、いわゆる寒冷地手当でみると長野県の北信でも寒冷地手当が外れたりというようなことがあるのは聞いていますけれども、多雪地域と言われると、北信地域振興局とかですね。その辺りの管内がまさに関わってきて、栄村とか、飯山市とか。そのあたりでは、実際に導入されている野立て太陽光がほぼないというような状況ですので、雪国太陽光に今取り組んでいるところだということだと思いますので、それに対応性の方向の中に十分組み込んでいただけるといいんじゃないかなと思います。 もう一点だけ、この専門委員会の中での共通認識というか、私は主張したいなと思うのは、やはり今回は法的な話もあり、義務化は 300 m²以上としたわけですがけれども、事業所にせよ大規模住宅にせよ 300 m²という建物を建てる施主さんの社会的責任ということを考えたときに、やはり 300 m²の建物を建てることは、エネルギーをそれなりに消費するということでもありますので。300 m²の建物を建てるという社会的責任として、やはり再エネ設備を義務化するということは、その社会的責任の果たし方として非常に重要な論点ではないか、ということは私は申し上げたいですし、今までそのことで入ってこなかったかと思いますが、デザイン云々ではなく社会的責任を果たしてもらおうという中での施策なんですということを確認しておきたいなと思いました。以上です。

高村委員長	ありがとうございました。その他いかがでしょうか。どうぞお願いします。
一由委員	一由ですけども、今回、いろんな関係団体等に意見照会していただいて、その中で、多分、自治体からの回答だと思うんですけど、A自治体では野立ての太陽光発電施設について設置を制限したり、いろんな規制を設けているんだけど、今回の改正案の方向だと敷地にも設置してもいいですよって話になっているんですけど、その調整がどうなるかということについて懸念しているというような意見が複数の自治体から出てるようなんですね。具体的には、実施結果についてという参考資料1の16/29のNo.24とか25とかに出てるんですけど、県の対応案としては、条例を施行したことから引き続き関係機関と連携しながら、同条例に基づく事務の適正な事務を行ってまいります、と書いてあるんですけども、もう少しどのように考えていらっしゃるのか、具体的に説明が可能であればしていただければと思います。
平林課長	市町村によっては、野立て太陽光に対する考えをとりまとめた条例があります。基本的には一切禁止ですというような条例もあります。長野県では野立て太陽光に関する条例を定めていますが、市町村条例と重複しているところとしていないところがありまして、重複していないところにつきましては、長野県条例では10kW以上を条例の対象にしておりますので、基本的には野立ての太陽光条例と、この住宅用の義務化条例の部分っていうのはなかなか重複する部分が少ないと考えています。市町村条例でも規制色が強いものもあるのですが、やはり10kWという線引きがあります。条例で禁止している市町村であっても10kWっていうのは規制の対象外になっているっていうところが多くあると思いますので、その辺りは、条例改正案を作るときに市町村条例、県条例、法令との関係性もしっかり見ていくつもりですが、現在考えている限りでは、市町村の野立て条例と抵触するような話にならないのではないかと考えております。
一由委員	わかりました。しっかりそこはご検討お願いします。
高村委員長	ありがとうございました。その他いかがでしょうか。
小澤係長	先ほど、前先生からご質問いただいた多雪地域の関係なんですけども、今我々想定しておりますのが建築基準法施行令第86条第2項但書きによる指定というのがございまして、そのところを参考にさせていただきたいなと思っております。現状、長野県に

	において、例えばですけれども北信建設事務所の管轄の中野市だとか、そこらへんの地域ですけれども、例えば栄村、野沢温泉村だとか、あと木島平村ですとか、いわゆるすごい雪が降ってるとこなんですけども、そういったようなところが指定をされておったりします。松本市や長野市でも指定している場合がございます。最終的に整理をさせていただいていきたいなと思ってます。長野県全域で指定されているわけではございません。長野市、松本市で指定されている地域を把握しておりませんが、おそらく中心街というところではなく、山沿いとかだと思えます。その辺りを参考にさせていただいて、指定をしていきたいと考えているところです。すみません、現状で答えられる範囲になります。
前委員	おそらくそれは、さっきも言った構造に関することで多雪ということが入っていると思うんですけど、建築物省エネ法の年間日射地域区分であるとかですね、暖房期の日射地域区分っていうと、長野って本当に恵まれてるんですよ。年間日射でA4、A5ばかり。A3は本当にちょっとしかないぐらいで。暖房期についてもH4、H5みたいな感じで、非常に太陽光に恵まれてるわけですよ。多雪地帯というと新潟みたいに冬は曇りとか雪みたいな多雪地域と長野の多雪地域とは全然。もちろん、すいません、私も長野のこと詳しいわけではないから、地域によっては本当に日射がないところもあるかと。国交省の日射地域、日射区分ではどっちか限られてるというわけで。 もちろん構造はいろいろあると思いますけど、日本海側の多雪地域と長野多雪地域とは同じではないはずで、そこはちょっとよく考えていただいた方がいいと思います。
小林部長	ありがとうございます。先ほど茅野先生からありましたとおり、長野でも、ほぼ新潟のところがあります。栄村というのは隣の津南町、新潟県の津南町とほぼ同じでして、4メートル近く雪が降るところでありますので、そうしたところ、あるいは野沢温泉村もそうですね、飯山の北部もそうですね、それから小谷村ですね。新潟に近い、逆の方ですけど大北地域といわれるところ、その辺り新潟もほぼ近い多雪地域にはなるのかなと思っております。その辺も勘案しながらあるいは前先生の前向きなお話を考えながら判断するということだろうと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。以上です。
前委員	そこで実効性ちゃんと確保していただいて。もちろん構造的に決まっているというのがあるとは思いますが、一方で、太陽光エネルギーが豊富な地域も相当あって、今の小谷村も暖房期に出

	資キューブはH4なんで、決して天気は悪くはないはずです。感覚と国交省が作るデータとの微妙なズレがあるとは思いますが、やっぱり8割とかはね、ちゃんと太陽光を載せるべきだとかかなりでざっくり言っちゃってますけどね。やっぱり前向きな話にして、何もかもそぎ落として、残った2割ぐらいだけということはないと思いますけど。まあ、くれぐれも前向きに。
小林部長	先生がご懸念されているのは、本当に一部になるのかなと思っておりますし、最近の傾向としては、実は私、栄村に2年いましたのでよくわかって申し上げているんですが、実は今そうした豪雪地帯でも落雪式がほとんど主流になってまして。自然な形になってるんですね。ですから、そういう意味でも太陽光の設置は可能というところがあり得ると思いますので、そういうことも勘案しながら最終的には詰めていくのかなと思っております。以上です。
茅野委員	何度も恐縮です。私、県内全域で事業用の太陽光発電についてだいぶ把握していますので事業用太陽光発電が立地している場所というところかというと、北信でもさっき部長おっしゃったような栄村とか野沢温泉村とか、そういうあたりを除けば、ほぼ事業者さんも目を付けて空き地に事業用太陽光が進出しています。そういうところは今、前先生おっしゃったような日射が見込めるんだろうと思っております。小谷はあんまり見かけないっていうのがやっぱりありますね。白馬村ではちょっと激烈な条例作ったっていうところがありますので、白馬村までは十分事業用としても見込んでるってことは、やはり推して知るべしということだろうと思います。 そうやって社会通念上っていうことで言えば、合理的な線ということとは引けるんじゃないかと思っておりますし、200万県民の世帯数でいっても多分9割方、今回の条例の対象には当てはめることができるんじゃないかと思っておりますので、頑張ってほしいなあと思います。
高村委員長	その他よろしいでしょうか。 そうしましたら次移りますね。資料18ページから(3)これまでの議論等を踏まえた長野県地球温暖化対策条例改正案についてご意見ご質問お願い致します。いかがでしょうか。
前委員	19ページ目が一番顕著だと思うんですけど、言葉遣いをどうするかで、この上のタイトルの赤い省エネ適合義務基準強化っていうのもなかなか何を意味するのかが読みとりにくいというか、多

	分省エネ基準の誘導基準の適合義務化ってことを言われたいんでしょうけど。ここをどう表現するか色々あるかなと思います。また文章中で強化外皮基準とあって、これって多分ZEHから来た言葉で。今はもちろん国交省でもトップランナーは強化外皮基準を使っていたりとか。国の方が交通整理していないというのはあるのでお気の毒と思うんですけど、どうこれを分かりやすく言うかって結構大変だなと。ある程度右のグラフに誘導基準適合の割合があるけど、ZEH率とか書いてあって。ZEHというのは太陽光載せになるから明らかに違うような。多分、ZEH水準率ですよ。国が整理しないというか、混乱させているのでお気の毒だと思うんですけど。なんか言葉を整理しないといけなくて。 今日の議題じゃないかもしれませんが、検討報告書とかでもZEH水準という言葉がかなり出てきていて。それが混乱を招かなければいいなというのが非常にあるんですよ。個人的には断熱等級5とか、なんかそういうのが分かりやすいのかなって気がします。 あとは並行して行う支援のところでより上位と書いてあると思うんですけど、等級5より上位ってことですから6とか。それが信州健康ゼロエネ住宅で推進されているわけなんで。断熱等級5と書くとまずいとかあるんですか。
佐々木課長	前先生から、ご指摘をいただいた話ですが、以前からそういうご指摘をいただいております。今回の言葉の使い分けとしましては、環境審議会に諮問をしたときの表現を使わないと混乱を招くということで、そちらの方はそういう使い方をさせていただきたいと考えているんですが。確かにいろんな言葉遣いが混在している中では、誤解がないよう解説をつけるとかの言葉の整理は必要だと感じております。お話をいただきました断熱等級5という表現の活用などを含めて検討して行きたいと思います。また、国が使う用語の整理も今後あるかもしれませんので、その辺も注視しながら県民の皆様が分かり易い言葉の使い方を心がけていきたいと考えています。
前委員	少なくともそうするとZEH率というのは間違ってる。太陽光載せるZEHじゃないです。ZEH水準率ぐらいには直さないといくらなんでもおかしいかなと気がちょっとなります。 あと断熱等級4から断熱等級5というのがどれぐらい厳しくなるのかって感覚が本当はあったほうがいいような気がして。等級4でそれはもうすでに国が2025年から義務化してますと。それをこうするんですみたいな話をした方が、なんかやっぱりその国が2030年までにと言っている誘導基準をなんで長野だけそんな

	大慌てでやるんだと、それだとすごい途方もないことなんじゃないかといった印象がもしかしたらあるのかなという気もしてて。正直、長野だとそんなに等級4と等級5には差がないと思うので、なんか本当はまあそうですね。等級4、等級5はこうで、等級6は信州ゼロエネでやっていて、等級4、5、6のつながりみたいなものをなんかもうちょっとわかりやすくできたら本当はいいのかなと思ったところです。 全体的に気になるのは20ページ以降で5万MJというのを50GJと書きちゃだめですかね。住宅レベルでも一軒の家って普通何十GJくらいとかになって、この万MJになっているよりはGJの方が見通しいいのかなと。なんかすごく大きな数字言ってんじゃないのかなとも思ったりもしたので、なんかちょっと誤解が生じるのかなと。 ジュール関係でいうと14ページのところは、2万Jとあるんですけど、2万Jから20MJという表現で合っていますか。
小澤係長	すみません、正しくは2万MJから20万MJになります。実は、照会をしたときにですね、こういう形で紹介をさせていただいております。前回の第3回専門委員会の資料をそのまま使わせていただいておりますが、この部分は脱字になります。
前委員	それは、すみません、たいしたことではないんですが、20ページに書いてあるこの式が具体的にどれぐらい太陽光の設置面積になるのかってことで建物規模に対して、これぐらいの太陽光パネルを設置してください、これが面積になりますみたいなイメージがあると大概の建物にはすんなり入れて、そのデザインがどうこうなんてのは気にしなくていいのかなと。もっとそこは示されてるのがいいのかな。 一番気になるのは22ページ目以降かな。アパートのところはやっぱ結構大事な気がしてて。300㎡という範囲に収まっていて。FITでも10kWから20kWのところはちょっと優遇されているですね。20kWぐらいの太陽光が載るアパートに積極的に太陽光が載るというような前向きな話があるといいかと。300㎡切ってますから、そこはノーマークなので皆さんご心配なくみたいな話が前面に出るのはどうなのかなと思うのは、私の聴き方が悪いのでしょうか。
平林課長	まずですね。20ページですと、例えば太陽光発電の場合4.5から45kWというの例示していますが、前委員おっしゃるとおり、イメージがわからないっていうのがありますので、このぐらいの建物だったら何キロワットとかっていうのは、やはりちょっとわかり

前委員	やすいように。この案が進むとするならば我々が今後説明するときには、わかりやすくやっていきたいと思っております。この300 m²の中に、22 ページですと、この共同住宅が多く入っているということで、本当はこのボリュームゾーンに増やしていくべきというのはありがたい言葉ではあるんですが、この線引きを切ってしまうものであっても設計者に義務付ける再エネ設備の導入検討に係る内容の説明義務という、ここをうまく使いながら長野県全体でたとえ義務化から外れているところであっても再エネ利用について、しっかり考えていただくという部分を組み込んでいきたいという思いでの条例案という形です。 前先生のエールはひしひしと感じておりますけども。 ありがとうございます。くれぐれも。もちろん義務化というと激烈な反発が出るのはそうかなと思って。だから、実効性がある再エネを普及させるということが一番大事なことなので。その恩恵がみんなに届いて、みんなが安く電気を使いやすくさせることだと思って。アパートってやっぱそういう話では結構大事だと思って。賃貸住宅に太陽光を載せる研究とかさせていただいているんですけど。だから本当にむしろ借りている人の方が電気代の負担とかもっと考えておかないと。 今、千葉県の市川市が環境省の脱炭素先行地域で、そこで積極的にその賃貸住宅に暮らすファミリーの人たち向けに断熱改修とか太陽光とか載せて推進して、健康快適で暮らしやすい生活ができるようになってもらおうという。私もちょっと共同提案させていただいてますけど。さきほど、家を買えなくなるって話ありましたが、正直、家を買わなきゃまともな暮らしができない、特に今のように家が高い状況ではいろんな方法の快適な住まいを考えなきゃいけない。だから、どう暮らしてもちゃんとした暮らしができるということがあるので、ぜひ賃貸はしっかり考えていただければなというのが非常にあります。やっぱり、民間丸投げでいい方向に行くかという、そうはちょっと思えなくて。やっぱり行政の人の政策ですね。やっぱり長野県に暮らす皆さんがどういう家に住んで、どう暮らしてもちゃんと健康で快適な暮らしをしていかないといけないし、そういう暮らしをぜひ実現していただくためにそれを前面に出していただくと。そうすると、アパートは本当に大事なんで、ぜひそこは若い人のためにもぜひにお願いしたいと思います。
高村委員長	はい。どうもありがとうございました。
茅野委員	この専門委員会が始まって議論を重ねてくる中で20 ページに再

平林課長	エネ設備の導入義務という形で、義務化という言葉を使って県としても位置付けていくということでもいいわけですね。
茅野委員	はい。 であれば、やっぱり 300 m²以上は義務化だけれども 300 m²未満は義務化ではないってということが、前先生ご心配のようにやらなくていいんだというメッセージを送ることをちょっと私も心配をします。健康ゼロエネ住宅もそうなんですけど、300 m²未満を県としてあるいは知事のメッセージとして、何と呼んでいくのかっていうことをちょっと工夫していただきたいと思っていまして。設計者による説明を義務化という、建築主にとっては促進としか書いていないので、この 300 m²未満であればもう太陽光を載せていくということが一番合理的、経済的にも環境的にも合理的なので、これをスタンダードとしてするということが大事ですよと、義務化とは言わないが、標準化と呼んでいくとか、ちょっと前向きな言葉、あらかたやらなきゃいけないんだなって思っていたような言葉を、この専門委員会でも県の方でも考えていただく必要があるのかなとは思っておりました。 そこは先の話になるわけなんですけども、20 ページから 21 ページの仕組みとしてはこの図式でいいわけですが、300 m²未満の方々に対してどういうメッセージを発信していくのかというのは、今後また環境審議会の方もですね、ぜひ揉んでいただきたいと思っております。以上です。
高村委員長	はい、どうぞ。
川島委員	今、茅野の先生がお話になった中で非常に良かったなと思ったのは、標準化ということはすごくいいなと思ったんですけど、これ義務化にすると、今も説明ありますけれども、施主さんところに説明に行って一応義務ですからって言って、あ、こういうことがありますよって説明しても、あんまりやっぱ施主さんって食いつかないんですよ。逆に、今言われた標準化で、標準はこのくらいメリットがありますと言ったら、だいたいこう食いついてくるという表現はあれですけど施主さんの感覚が全然変わってくるので。そういったところをうまくコントロールしていくとか、しっかりと今茅野先生言ったとおりにご検討していただくと、設計士もやる気が出てくるというか、義務化っていうのは本当にちょっと嫌な感じって表現するのはあれですけども。その感覚でいるのが建築士の多分 80% ぐらいだと思いますので、標準化しつつ建築士もちゃんと育てていかなきゃいけないところもあると思うん

	ですけれども、その辺ぜひよろしくお願い致します。
高村委員長	はい、どうぞ、
平林課長	今のご意見もお聞きしながら少し表し方ですかね。検討させていただきたいと思います。
前委員	標準化という言葉が受けやすいんじゃないかと、私も以前から感じていて、やっぱり東京都のあの設置義務化に対する激烈な反発を見ていると、ただ法律というか条例で書くってなったら義務って言葉を使うんでしょうから、大きな枠組みとしては標準化っていうなんか大きな意図があって、その中で手段として義務化があります、ということなのかなという気がしています。 また、21 ページとか見ているととても悩ましいと思うんですけど情報提供の努力義務とか説明義務とか、本来は設計者も設置に向けた努力義務があって、前向きな話とか、正しい話をちゃんと施主さんに伝えて、前向きになんかもっていくっていうのがあって。説明義務というとなんか太陽光パネルなんて絶対載せない方がいいですよと、これも説明義務になるんですか、義務を果たしたことになるんですか。、多分やりかねないと思ってて。だから普及に受けた努力義務ということが根幹にあって、ちょっとこう説明義務って何なのとか努力義務って何のかというのが気になって。 昔あれですよ。国交省が2020年の省エネ基準適合義務化をサボったときに説明義務はなんか一枚紙でこんなの使って説明したっていうサインして、私は正直省エネ基準やりたくありませんってここにサインをもらっておいてくださいみたいな。役人というのはそういうことを考えるものなんだなと思いましたけど。逃げるエビデンスが必要なんでしょうけど。説明義務とか情報提供努力義務となっているところをどうするかっていう話で。最後は条例にどうしてもなんかの義務みたいな具体的な話を書かないといけないでしょうけど。大きな枠組みとしては標準化に向けた前向きな努力の中でということなのかもしれない。説明文の情報提供という義務とかもちょっと整理していかないといけないですよ。だから、県が用意するものとかをちゃんと伝えてもらおうということなんですかね。
高村委員長	はい、どうぞ。
平林課長	21 ページは、改正案になるとすれば環境負荷の低減の検討、再エネ設備の導入検討に係る内容の説明義務というのが新設されま

	すので、これについては、県の方でマニュアル等もちゃんと用意して、それに基づいた説明をしていただくというような流れにして行きたいと思っています。設計士さん任せにってしまうとやはり委員おっしゃるとおり、説明を尽くさないまま終わってしまう場合もありますので、ここは、設計者の皆さんと施主の皆さんがちゃんと環境負荷の低減ですとか、再エネに関するものを俎上に乗っけてもらうってことをしっかりやっていくようなマニュアルづくりをやりたいと思っています。
前委員	もちろん、事情として本当にやらないということがあると思うんですけど、説明を聞いたけど施主さんはやらないということは自由として残るとは思うんですけど。なんかドキュメントを残してもらってね。ちゃんと説明を受けてないとかね。本来太陽光は電気代安くするという分かりやすい恩恵があって、その先にCO₂が減るということがあるわけですよ。地域にとってもいろいろ内需を増やすとかすごいあるわけなんで、やっぱりそこはちゃんと具体的な手続きを含めて、しっかりやっていただいて。とんでもない説明義務の果たし方が蔓延するみたいなことはないようにしていただくのが大事かなと思いました。
高村委員長	はい、どうぞ。
平林課長	条例の中身をしっかり作っていく中でそういった手法というか手続き関係もしっかり実行性があるものにしていこうと考えています。茅野委員から 300 m²以上で施主さんの社会的責任という話もありましたけれども、再エネを使うとか、そういうところに関しては皆さんが社会的責任を負うようなこともやはり訴えてきたいので 300 m²未満であっても、しっかり再エネの使い方というのを考えていただくとかってというものはしっかり県としてもメッセージとして出していききたいと思っています。
前委員	多雪地域でも傾斜角をつけて雪が落ちるような設置を支援しますという行政の努力はある。それがあるから標準化の中の努力だと思うんですよ。それが 300 m²未満であっても、県としてはちゃんとそういう普及を支える政策をやってますよという全体像をもう少し出して、300 m²未満のところは義務ではないからノーマークですというものはちょっと違うかなと。支援策はありますからできるだけ前向きに考えてくださいと。そういうことをちゃんと説明義務の中でちゃんとお伝えしていく。 標準化という大きな枠組みの中でいろんなことができますよいうのを誘導というんですかね、組み合わせながらぜひ前向きに進め

	ていただければなと思いました。
高村委員長	はい、どうぞ。
平林課長	その法的な義務の部分もありますが、やはり委員おっしゃるとおり、標準化という言葉で全体的に底上げをして、県の政策の部分での支援もありますし、説明義務ですとかそういった部分を本当に実効性のあるものにしていける。本当に底上げをしていきたいと思ってます。
高村委員長	どうもありがとうございます。よろしいでしょうか。 続いて（４）これまでの議論を踏まえた専門委員会としての報告書案についてを中心に議論していきたいと思いますので、事務局から説明をお願い致します。
平林課長	建築物における省エネの推進及び再エネの普及拡大に係る長野県地球温暖化対策条例改正の検討報告書案になります。資料２－１が概要になりまして、資料２－２が環境審議会の中でこの専門委員会が設置され中身を検討している状況ですので、本日の部分を踏まえまして、この検討報告書をベースに環境審議会に報告させていただくというような内容で整理しております。 資料２－２を見ていただきたいのですが、３ページは取りまとめた報告書を出すことになりますので、それを前提にはじめにというところが記載されております。 ４ページは専門委員会の委員皆様の名簿になりまして、５ページは専門委員会でのこれまでの検討経過になります。専門委員会のほかにもですね、例えば、市町村への説明であったり、市長会ですとか、町村会に事務局ベースで説明しておりますので、そのものも含めて入れさせていただいております。 ６ページから９ページにつきましては、長野県ゼロカーボン戦略の中での現状認識ということで、排出量の削減量の推移ですとか、再生可能エネルギー生産量になります。７ページが排出量削減の推移になります。こちらは、先週発表させていただいたんですが、21年に排出量が上がってしまったという状況であったり、９ページは再生可能エネルギー生産量になりますが、累積で増えていくものではありませんが、2030年目標にはなかなか今厳しい状況の中で、義務化という検討を進めているという状況でございます。 10ページは、国及び他の自治体の動向を整理させております。 11ページが長野県における建築物における省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの普及拡大の現状というのを整理させて

	おります。 13 ページからは条例改正の基本的な考え方ということになりまして、4 行目になります。2050 ゼロカーボンの実現に向けて見据えるのは、今まで以上に快適で利便性の高い社会であり、建築後数十年にわたり使用され続ける新築建築物については、できる限りエネルギー消費を少なくするとともに、災害時等のレジリエンス向上にも寄与する再生可能エネルギー設備を設置することにより、暮らしの質の向上、持続可能な脱炭素社会の実現を目指すという重要な記述をさせてもらっております。最後の 3 行目に経済的自由権に対する過度の制約とならぬよう合理性の基準を念頭に義務の対象や対象とする建築物、義務付けるエネルギー量等の段階的な拡大を検討するというような整理をさせていただいているところでございます。 14 ページが長野県地球温暖対策改正条例案の内容になりまして、資料 1 で説明しました内容を文章上で整理したものでございます。 14 ページのご説明をさせていただきます。建築物の脱炭素化に向けまして、本年 4 月から、全ての新築住宅について、建築物省エネ法に基づく現行省エネ基準への適合が義務付けられたところでございますが、この適合義務基準について、国では、遅くとも 2030 年までに、同法に基づく現行誘導基準である ZEH 水準への適合率が 8 割を超えた時点で、適合義務基準を ZEH 水準に引き上げることとしております。 建築物は建築後に長期間にわたって使用されることから、2050 年ゼロカーボンの実現に向けましては、早期に高い断熱性や省エネ性能を有した住宅の普及を図るため、当県では全国に先駆けて、適合義務基準を現行誘導基準に引き上げようとする内容となっております。 中段の（１）義務の対象となる建築物及び義務対象者ですが、住宅及び複合建築物の住宅部分で新築に係るもの全てとし、義務対象者は建築主とします。ここでいう住宅にはいわゆる一戸建ての住宅のほか共同住宅、長屋、寄宿舍、下宿舎を含むところです。 次に（２）義務の水準は、建築物省エネ法第 30 条第 1 項に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準である強化外皮基準及び BEI=0.8 以下とさせていただければと思います。 国の ZEH 水準適合義務付けに先駆けた新築住宅の ZEH 水準適合義務化についての説明は以上でございます。 続きまして 15 ページです。建築物への再生可能エネルギー設備
佐々木課長	
平林課長	

	設置の義務化につきましては、先ほど資料１にて説明したとおりでございますが、本日ご意見をいろいろいただいておりますので、言葉遣いですとか、中身もこのままいという前提ではなくお聞きいただきたいのですが、義務の対象となる建築物及び義務対象者は、延床面積 300 ㎡以上の新築建築物で、その建築主を対象とし、なお設置場所については、建築物又はその敷地とする。 16 ページをお願い致します。義務の水準とすれば、記載のとおりですが、記載の方法については検討させていただくことになると思います。また、義務付けするエネルギーを緩和する合理的な理由についても記載させていただきたいと考えております。 17 ページは設計者から建築主に対する説明義務化ということにさせていただきます。 なお、18 ページになります。附帯意見として、専門委員会で議論をする中で条例改正そのものには触れていない内容であります。重要なものとして附帯意見としてお示ししたらどうかということで案を示させていただきます。1 番が支援策の話、2 番は供給体制の整備の話、3 番がより上位の断熱等性能を備えた住宅の普及に関して、4 番は住宅以外の建築物いわゆる Z E B の普及の関係の部分。この専門委員会をやるにあたって、皆さんの議論のほかに公聴会でのご意見ですとか、そういったものが入ってございましたのでそういうものを附帯意見として出したどうかということでご提案させていただきます。繰り返しになりますが、本日ご意見いただいておりますのでこのままということではなく、そういう前提でさらにご意見いただければと思います。、説明は以上になります。
高村委員長	はい。ありがとうございました。そうしましたら、この議題につきましては、各委員の皆様からご意見いただきたいと思っております。まず最初に一由委員からお願いしたいと思っております。
一由委員	特に私は反対するところはないです。
高村委員長	よろしいですか。ありがとうございました。では川島委員、お願いします。
川島委員	私も特に反対するというところはないです。
高村委員長	何かお気づきの点とか。反対賛成もありがたいんですが、ご意見をいただければと思います。
一由委員	表現の問題について、先ほど来議論出てるんですけど、一定の

	の報告書って形で、条例についての文章なのでやはりその義務がどこまでかというのは当然明確に書いてないと文章の意味をなさないので、そこは誤解を招かないようにしていただければとよいと思います。これは法律家からの観点でどこまでは義務ですよ、ここから義務対象外ですよというのは、根本的な話なので、明確に書いた方がよいかなと私は思ってます。以上です。
高村委員長	ありがとうございます。それでは、川島委員お願いします。
川島委員	15 ページですかね、※8のところに伝統的建造物保存地区内にある建築物、仮設の建築物、空調調和設備を及び給湯設備を有しない建築物とありますが、伝建地区（※伝統的建造物群保存地区のこと。）は、外して大丈夫でしょうか。疑問が残るんですが、どういうことでしょうか。
平林課長	現在案では伝建地区を外すということで考えています。先ほど、パネルのデザインの話もありましたが、その地区に馴染まないですとか、保存地区内での考え方によらないといけない部分がありますので。
川島委員	メインとなるその通りの部分とか、そういう部分には難しいと思うんですけども、脇道とかそういうところには設置することは可能だと思うんです。私の家も伝建地区なんですけれども太陽熱温水器入ってますので、なるべく見えないように入れたりしておりますので。これで外れてしまうと、例えば、これから補助金とかそういうのを受けられないという形になると伝建地区でのゼロエネというのは進んでいかないのかなと思いますので。そのあたり無理して付けなくてもっていう、法的にも決まっていることがあるので、なんて言えばいいんだろう。関係ない場所についてはぜひ設置していただきたいなと思っているんですけどもいかがでしょうか。
平林課長	先ほど一由先生の話もありましたが、他の条例ですとか法律との整合性の中でこうなんだというものがある中で無理やりができないとは思っておりますけれども、川島委員おっしゃっているように例えば伝建地区であっても外れるとか、その部分に法律的な規制がかかっていないということであるならば、その逆に言うとか、やりたいという人の気持ちを削ぐような形になってしまうということもありますので、そこは検討させていただきたいと思います。

川島委員	ぜひよろしく申し上げます。逆にこれを逆手に取られて、入れたいと言って関係ないところに入れても市町村文化財課がいやこれはダメだよと、言われちゃう可能性も出てきてしまうので、それだと逆行しているなと思っておりますので、ぜひそのあたりはよろしく願いいたします。
高村委員長	ありがとうございました。続いて、佐藤委員、お願い致します。
佐藤委員	報告書案については、全体としてはよろしいかと思えます。ただ、設計者の説明義務が入っておりますが、中小の工務店は設計者に依頼する前に工務店の方で施主さんに話をするという機会が多いんじゃないかなというところもあります。ということは、その時点である程度の説明をしておかないと、いざ設計の段階でそんな話聞いてないよってということだと揉め事にもなりますし、それならどうのこうのってことがありますので。義務とすることはないですけど、どこかに施工者、業者の方の説明義務とか、附帯意見でどこかに入れてもらうとか検討していただければなと思います。以上です。
高村委員長	どうもありがとうございました。続いて茅野委員お願い致します。
茅野委員	川島委員からご指摘のあった伝建の件ですけれど、伝建でも多分レベルがあって、重要伝統なんとかっていうのとかとありますよね。例えば、妻籠宿とか平沢とかそういうところになりますよね。ここでいう伝統的建造物群保存地区というのは、長野県内に6つか7つあるものを想定しているのでしょうか。
平林課長	すみません、正確な数は把握しておりませんが8つくらいあって、現在案では全部義務対象外にしているという案でございます。
茅野委員	わかりました。私も不勉強ですので今言われたことについてなるほどなと思いましたが、伝建の中で建築物を新築するという場合はあるのかなと。
川島委員	300 m ² ということなのでそんなものはなかなかないかなとは思っていますが、空いた土地に修景という形で周囲に馴染む形で建築する場合がありますので、そのときにその地区に馴染む

	形で最新の、言い方悪いですけど、ハウスメーカーに負けないような建物はちゃんと建てられるんだよっていうようなところをしっかりと打ち出してあげる。その地区を活性化させることにはなるのかなっていうことを考えておりますし。私の家は再生ですけども、その中でも今、太陽光パネルを入れようとしています。一部入れてあるんですけども、市町村の反発があるので、ちょっと様子を見ているってところがあるんです。入れちゃいけないってことではないです。法律的にもその地区の決まりでもないののでぜひ入れさせていただきたいなとは思っているところです。こういうこと書いてあったので、ちょっととまづいかなと。
茅野委員	なるほど、分かりました。私、現在、文化庁の上高地保存活用計画の策定の委員2年目なんですけど、関わってまして、やっぱり文化財系の話は教育委員会、市町村の教育委員会、県の教育委員会、文化庁と結構キャッチボールが難しかったりするということがあったりします。ただ、目指す方向性としては、伝建地区であったとしても、ゼロカーボンの実現を目指していくということには変わらないと思うので、ちょっと検討していただくといいのかなと思いました。そこはお願い致します。 全体としての意見を申し上げますと、これ建築物におけるという表題になっていて、附帯意見の4に住宅以外の建築物の省エネ性能の向上とあって、ZEBの話が出てくるんですよ。建築住宅課でご所管されているのは住宅に限るということになりますが、再エネの方はビルも含めてということになってくるということとで。
平林課長	再エネは非住宅も対象です。
茅野委員	用語上の混乱を招かないようにここでいう建築物はこういうもので、今回の条例改正は2本立てですが、ZEH 水準適合義務付けに関するというのは住宅の話。建築物へのというのは、住宅に限らず建築物全般にという話という交通整理を入口のところで知っておく必要があるのかなと思いました。附帯意見でZEBの在り方について検討とあったので、ZEHとZEB、ZEHとZEB両方に創エネを入れる話が出て来るので読んだときに気になったしまいましたという感想になります。はい、以上です。
高村委員長	ありがとうございました。続いて前委員お願い致します。
前委員	15 ページの用語の統一は努力していただくにして、16 ページ以降ですかね、16 ページのところで、4.1 万MJ + 30MJ × 延床面積

という式が書いてあって、いろいろ検討されたんでしょうけど、まず根拠が何なのか、前回説明あった気がしますけど、前は二次エネ、一次エネのところが一番気になっちゃって、この根拠がなんであったかと、今回はこの式で行くしかないのかもしれませんが、さっき言ったとおり、建物の規模に対して、どの程度の太陽光パネルの設置を求めるものなのかっていうことと、この式を未来永劫を使っていくというって話なのか、やっぱり折を見て見直しをして、もっと載せられるんじゃないのとか載せないの意味ないんじゃないのみたいな、なんかそういう見直しを適宜やっていただくということで。こういう式ができて出てきたか根拠を整理された方がよいでしょうし、逐次見直しをしていくっていうことをやっていただきたい。

一番は新築にだけ設置義務になっていて、既存をどう増やすのかってところが非常にあって、今後、新築建築物は相当減っていくと思います。既存建物にどう入れていくかっていうのは非常に大事でそこはノーマークってわけにいかないと思うんですよ。私も学校建築でかかわっていても図面が全くないとか耐震性能が全くわからないっていう話になって結局スタックするケースが多くて。ただ最近は軽量化の太陽光を載せていく方法とかもあると聞いてますので、やっぱり既存建築への後載せをどうするのかということはずっと考えていただきたいなと思います。学校とか体育館の話聞いてても、今学校が暑いって言うので教室とか体育館に大慌てでエアコンを入れる。でもガスヒートポンプなんですよ。電気設備を増やさなくてよくてガスヒートポンプがどんと入って、それはCO₂との関係では絶対良くない。本来はehpに着手しないと。そのためには断熱改修をちゃんセットでやって太陽光は載せるっていうのは絶対やらないといけない。正直、新築建築物に義務化したって、私は実行性には欠けるとは思ってまして。だからやっぱり既存にどう後載せを増やすつもりなのかということはずっと考えていただきたい。だから、大規模な改修とか折々どうしていくのかということのは絶対に検討していただきたいなと思います。

また、18 ページのところで、支援策書いていただいて、金融機関と連携というのはすごく大事だと思うんですけど、もう一つあるのが、既存の家に太陽光を載せるけど何年住むのか分からないと。次の人がどうしていくか分からないという話とかもあって。太陽光とか断熱とかをちゃんと後載せするなり回収するなりすると不動産価値が上がるという仕組みが非常に大事だと思うわけですね。要するに、後で高く売れるってなれば、先にやっちゃって、自分が快適に暮らして高く売ればいいわけで。トヨタの車が新車で高くても、みんな買うのはやっぱりセールバリュー

	が高いということがあるわけで、ご存知のように鳥取県はネストが相当普及して、不動産業界の人もネストっていうのは相当来ているというのの理解してて。改修したときに価値が上がるって話はT-HAS 制度があるわけですよ。鳥取の話はすごく参考になると思いますし、国も長期優良認定住宅というのをやっているわけで。あれも本来は、まず質が高い、耐震性能、あと回収ができますと含めてで、そういうのを認定する。認定しているのは多分地方自治体ですよ。だから長野県で長期優良認定住宅ってどれぐらいあるのかなと。国交省があれを広めたい、ただ、ハウスメーカーしかやらなくて工務店は長期優良は使っていないくて。長期優良認定住宅はすごく手厚くて住宅ローン減税とか補助があるわけで、そうすると断熱等級5というのは相当クリアになるはずなので。まあやっぱりそういう支援策が幅広くやっていただいて。良い住宅を作るっという幅広な話としてやっていただければ。 講習会の話になりますが、講習会は来る人が決まっているという話がいつもあって、テコ入れしていただいて。説明義務のときにとんでもないことを説明されても困るわけで、そこはしっかりコンテンツ作っていただくと。 より上位の断熱等性能を備えた住宅の普及のところは、繰り返し申し上げていますが、信州の取組みですよ。ちゃんとやっていただいて。 住宅以外の建築物の省エネ性能の向上については、ここZEBと書いてありますけど太陽光を載せないことを意味してて、太陽光を載せるものは『ZEB』（※かぎゼブと呼ぶ。）で Nearly ZEB みたいになっちゃって。やっぱり長野の方には太陽光載せのZEBをしっかりと考えていただきたい。2030 年までに BEI0.60 まではやりましょうと言ってるわけなので。国がやることに対してどうプラスなのかっていうこと。『ZEB』という言い方はどうかしていると思いますけど、太陽光ありのZEBをちゃんとやるっていうのはは当然やっていただきたいし既存改修どうするんだっていうところは本当に考えていただければなと思います。以上です。
高村委員長	はい。どうぞお願い致します。
平林課長	16 ページのところは委員おっしゃるとおり、基準の根拠はしっかりイメージしなきゃいけないのは確かにそうです。実際にその長野県の太陽光の標準的な量が 4.5kW というのがありまして、それを下限にして延床面積を増やしていく状況です。ここはわかりやすいような表記を考えたいと思います。 附帯意見については、この条例改正にかかわらない部分でも、

	皆さんの意見としてゼロカーボンを進めるためにこういったご意見が出たということです、と思いますので、本日の意見をもう1回整理させていただいて、記載を検討させていただきたいと思います。
高村委員長	ありがとうございます。よろしいですかね。続いて安江委員お願い致します。
安江委員	安江です。よろしくお願いします。簡潔になんですが、全体としては特にはないんですが、ただ、1番後ろの附帯意見の中の支援策ってところなんですけど、例えばってことで金融機関と連携してとか金利優遇の検討と書いてあると思うんですけど、ここに例えば助成金とか、さきほど話のあった初期費用ゼロにするという表現がもし現実的にそういう方向にあるのであれば、ここに入れる入れないは別としても、もうちょっと補助、助成的なものをちゃんと打ち出しながら並行で行かないと独り歩きしていくような雰囲気も感じるので、もしここに支援策と書くのであればもう少し具体的なものが欲しい。大丈夫な範囲で記載していくとより良いかなと思っています。以上です。
平林課長	大丈夫な範囲という言葉をつけていただいてありがとうございます。検討させていただきます。
高村委員長	ありがとうございました。皆様方よろしいでしょうか。一巡しましたが、言い残しあればと思います。お願いします。
一由委員	15 ページで川島先生がおっしゃった伝統的建造物群保存地区内の建築物を除外するという話は先生のおっしゃることもわかるんですが、私が気になっているのは具体的に運用するときに保存地区内ってことであればそれが元々指定されているので、線引きが明確になるので多分事務局もこのように考えてるのかなと思うんです。ですが、例えば同じ地区内でもここはいいとか、表通りはとかと話ありましたけど、じゃあそれがどこまでがオッケーでどこまでがだめかっていうのを行政に委ねてしまうと逆に行政の負担が非常に大きくなるし、どこまでがっていうのは人によっても結構見方変わってくるので、条例の一つの大きな目的は、どこまでは義務であるとか、どこまではやらなくていいとか、そういうことを国民に明確に示すということも大切な機能の一つではあると思いますので、そういう観点からは少なくとも義務の例外としていうことであれば、そこが明確にわかるようになっていないと、あとは申請してみないとわからないよねみたいな話はちょっ

	と好ましくはないかなと思うので、私個人としては、この事務局のおっしゃってるような明確についていう観点は結構重要かなと思っていますのでご検討いただければと思います。以上です。
高村委員長	はい、ありがとうございます。はい、どうぞ。
川島委員	重伝建に対しては、景観を保たなきゃいけない部分っていうのが決まっているんです。それはもう行政としてははっきり出していて、例えば中山道だったら中山道のところから見える対象のところまでという形で決まっていて、行政が決めていますので、それ以外の伝建地区の中の、例えば裏庭とかは対象外なんですよ。そこにある建物に対して、その街の中を構成する文化財の扱いになるものに対しては、基準が適合されるんですけど、それ以外のものは適合外なんですよ。そういうところに設置ができるんですけど、今のままいくとそこには設置しなくていいという言い方だったんで、そこに設置できなくなっちゃうと困っちゃうなと思ってますよね。言葉を選んでいただきたいんですけど、設置できないとなるのはちょっと困るなとは思ってます。
一由委員	この話は義務から外す例外としての話だからできないとなるんですか。行政がそういう言うということですか。
川島委員	こう書いてあると文化財課は、今、先生が言ったとおりに、伝建地区の中は設置しないという形にしちゃおうよというのを取りやすくなってしまうんじゃないかなっていうのを危惧しているんです。よく言われるんですけど、例えば、ここに設置してもいいはずなのにこういう条例が制定されていると、こういうものがあるからうちはもうこう決めました。設置してもいいところに設置しないと。そうすると、前先生とか茅野先生が言ってたように逆行してくるわけで。設置できるところにはやっぱ設置してた方がいいんじゃないかなっていうところ。 ちょっと話が違うかもしれないですけど、将来性能が良くなってきて、例えば今うちの地区であれば電柱はすごい立ってるんですよ。これが景観を邪魔していると、そこには手を加えられないけど、これがうまく発展すれば、あの無電柱化も可能かなっていう形も考えているんですけど、これちょっと私の理想ですけども、まあそういったところも邪魔になってしまうんじゃないかなっていうのはあります。だから、その辺の表現をうまくしてほしいというところもあるっていうことです。
高村委員長	はい、どうぞ。

一由委員	そうすると設置義務化の対象外になるとこの条例で書くと文化財的な部署がそこには設置してはいけないうなりがちになる。
茅野委員	おそらく一由先生の意見、つまり制度として取り出したときには義務化の対象外としてあるので、これはこれで区画がはっきりしているので、例外をこういう場合は認めるっていうのは設計していいんじゃないかっていうのはありました。自治体が持つてる太陽光の条例をそれぞれ見ていきますと、例えば土砂災害警戒区域、これはレッドゾーンではなくて、イエローゾーンの土砂災害警戒という区域も含めて、抑制区域・禁止区域という形にして抑制区域という名称なんですけど、事実上、設置は認めないというところがあったりします。これは自治体の裁量でやってるんですが、土砂災害警戒領域の本来の目的からすれば、目的や運用の仕方からすると、実は例えば長野県の住宅供給公社が供給をしている住宅土砂災害警戒区域の中に新規で立地しているケースなんですけど、太陽光を規制するという目的の中で、それが規制の対象に含まれてしまうと、そういう裁量を自治体に持たせるように作用してしまっている実態があるので、多分、川島委員がああ、ご懸念されているということなんだろうと思っております。
一由委員	聞いていると行政の裁量の働かせ方が変だという局面の問題かなと思ったんで、そうすると、そういう実態がこの件で生じるかはちょっとわからないなとは思いますが。だから、規制の対象をちょっと不明確にしていっていいかっていうのは、ちょっとまた別のレベルの問題なのかなという気もするので、一定の義務を課さないという話ですから、そこは明確に一義的になるというのが望ましいのかなというところは、今の話を聞いてもちょっと変わらないのかなっていう気はしてます。以上です。
高村委員長	どうぞ。
平林課長	もし義務の対象外にしたとしても、保存地区そのままの対象にしたとしても、川島委員おっしゃるとおり、任意で付けていただくものについては、その指定の条例の中身もあると思うんですが、それは可能なはずなんで、誤解を招かないようこの条例の義務から外したけれども任意で別につけてもいいんですよというのはちゃんと言わなきゃいけないと思ってますし、伝統重要建築物群保存地区は多分市町村条例によって定めていると思うんですが、その中身まで我々少し精査ができていない状況なので、一律になってるのか、その保存地区によって状況が違ってくるのか

	せんが、たぶん違うと思うんですけども、一由先生がおっしゃるとおり、一律で外した方が合理的なのか、市町村条例をみて一律に扱わない方がいいのかどうかという政策があると思いますので、そこは我々が精査していただきたいと思います。
高村委員長	はい、どうぞ。
川島委員	課長が言われとおり、その後にあとがきか但書きでそう書いていただければいいんじゃないかなと思います。あの、実際に今これで書きちゃうと、そのように判断される可能性があります。行政の捉え方もありますのではっきりそう明記していただくといかないかなと思います。
高村委員長	はい。どうぞ。
前委員	多雪地域と同じで長野県全体で全体で太陽光普及させていく、標準化させていく努力っていうのはあまねくあって、その上で地域によって設置義務から免除しているところもあるけど、なんらかして普及させる努力はしてくださいね、ということなのかなって気がします。普及させる努力をやらなくていいというのは違って。そこなんか明確にされればと。以前あるところに行ったら太陽光と蓄電池で完全に電柱なしでやってるんだけど、それ実現したのは民泊の人なんですけど、その人が言ったのは、電線があると景色を壊すから嫌だって言うんで、そっちからむしろ入っているんですが、太陽イコール景観を壊すというのは極めて一面的な話で。電柱とかなくなっている景観を守るという地域があるので太陽光を載せるとデザイン壊れるみたいなそういう一面ではなくて、特に長野だったら観光地とかありだと思うんだよね。オフグリッド的なインフラ、それも含めてポジティブな面もぜひなんか捉えていただきたいと思います。
高村委員長	よろしいでしょうか。 ありがとうございました。ご意見たくさん出ましたのでこれで終了とさせていただきます。、それでは今後のスケジュールについて説明をお願いいたします。
平林課長	資料1の30ページからになりますが、31ページです。本日が第4回専用委員会です。今日の宿題等もありますので整理させていただくんですが7月末か8月に長野県環境審議会が開催される予定であります。まだ日が決まっておりますが、そこへ審議会の答申として報告したいと思っています。

高村委員長	この後、さらに県としての案をしっかりと作らせていただきますので、流れとすれば、そこで説明会とか県民の皆様のご意見を聞きつつ条例案になったときにはパブリックコメントを取るという形で県議会への提出を目指すというようなことを想定したスケジュールということで、お知らせさせていただきます。 よろしいですかね。はい。ありがとうございました。 それではですね、今後ですね、事務局においては、本日は多数ご意見いただきました。このご意見、それから、この専門委員会終了後にもご意見いただくことがあるかと思います。それらを踏まえまして報告書案の再調整をお願いしたいと思います。 また、本日の専門委員会後にご意見いただくことも大歓迎なわけですが、いただく場合は、6月15日までにご意見いただければと思いますのでよろしくお願い致します。事務局にメールでお願い致します。 最終的な報告書につきましては、私の方で確認をさせていただきますして、専門委員の皆様には事前相談の上、先ほど説明ありました7月もしくは8月に開催予定の長野県環境審議会に私から報告させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。 それでは専門委員の皆様におかれましては、9月18日の第1回専門委員会以降、4回にわたり集中的にご審議いただきました。本日、報告書のとりまとめに至ったことにつきまして、心より感謝申し上げます。本当にありがとうございました。事務局におかれましては専門委員会での検討結果を踏まえまして、条例案の作成、詳細設計の検討、作業を進めていただければと思います。 専門委員会は本日で終了となりますが、事務的に整理する事項や指針等の作成など、今後は大変な作業量となります。制度設計や今後の運用にあたって不明な点などが生じましたら委員のアドバイスを受けるなど適切に対応いただきまして、本専門委員会の議論が反映されるように努めていただければ幸いです。そして2050 ゼロカーボンの実現に向け、建築物における省エネの推進及び再エネの普及拡大の取り組みを進めていただければと思います。 それでは本日の議事はすべて終了いたしました。建築物における省エネの推進及び再エネの普及拡大に関する専門委員会での審議を終了いたします。ご協力ありがとうございました。 高村委員長、また委員の皆様ありがとうございました。ここで環境部長の小林よりご挨拶を申し上げます。
小澤係長	高村委員長、また委員の皆様ありがとうございました。ここで環境部長の小林よりご挨拶を申し上げます。

小林部長	高村委員長をはじめとして専門委員委員の皆様方には大変熱心なご議論をいただきましたこと本当に心より感謝申し上げます。ありがとうございます。昨年９月以来、これまで４回議論を進めてまいりましたが、委員の皆様からは大変様々視点から広範なご意見を頂戴しました。私どもとしても大変勉強になるところでございます。今回ご議論いただきました件に関しましては、今後、具体的な条例化を図るにあたっては、県民の間でも様々な意見もあろうかと考えております。まあ、こうしたものに関しても、一つ一つ、私どもの方では対応して具体的な条例改正に向けて進んでいきたいなと思っております。 その際には、本日ご議論いただいた先生方の極めて前向きなご意見、これは私どももしっかりと心において条例化の作業を進めていきたいと思っております。今後、環境審議会において委員長からご報告いただくということでございます。県としましても丁寧にスピーディーに対応していきたいと思っております。今後ともご指導のほどよろしくお願いしたいと思います。長きにわたりご議論いただきまして大変ありがとうございました。
小澤係長	それでは以上をもちまして第４回長野県環境審議会建築物における省エネの推進及び再エネの普及拡大に関する専門委員会を終了いたします。約９ヶ月間にわたりましてご討議いただきまして誠にありがとうございました。以上でございます。